

第6分科会 設置者・園長・ネクストリーダー部会

演題 「子ども・子育て支援新制度について」

講師 全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長

学校法人やしま学園理事長

坪井久也先生

発表者 せいふう認定こども園理事長・園長

清信真先生

ひまわり認定こども園理事長・園長

村田克也先生

第6分科会では「設置者・園長・ネクストリーダー部会」として「子ども・子育て支援新制度について」のお話がありました。

広島県で実際に認定こども園に移行された園長先生お二人が認定に至るまでの経緯や新制度になってからの課題等を発表され、その後、全日本私立幼稚園連合会政策委員会委員長、学校法人やしま学園理事長 坪井久也先生にご講演をいただきました。

最初の発表はせいふう認定こども園の理事長兼園長である清信真先生でした。

清信先生の園は平成24年9月に保育園を開園し、旧制度での幼保連携型認定こども園となり、平成27年4月より新制度に移行し、新幼保連携型認定こども園になりました。

新制度へ移行する際は悩まれたそうですが、「保育内容を変えなくても良いであろう」「小規模園であるため収益も減らないであろう」

「会計の一本化など、事務処理を簡略化できるであろう」などの期待を持ち、新制度への移行を決意されたそうです。

新制度へ移行する準備段階で問題となったのは休園日の設定についてだそうです。

国からの通知によれば、1号認定子どもは従来の幼稚園を踏まえた休園日を設定、2号・3

号認定子どもは一般の認可保育園の休園日を踏まえつつも、ある程度は園長の判断で休日を設定できるということになっています。

清信先生はお盆休み、年末年始のお休み、行事後の代休日などについて、3号認定子どもは保育を行うとしつつも、2号認定子どもについては1号認定子どもと同様に休園日とすると定めようとしたが、広島市からは2号・3号認定子どもは保育所と同じ休園日でやってほしいと強く求められたそうです。

最終的には、27年度については清信先生の設定する休園日で認められたそうですが、28年度からはまた話し合いをさせてくださいという結果となりました。

園側としては自主事業である、教育機関であるという思いが強いが、市側としては委託事業である、福祉施設であるという思いが強く、そのことで齟齬が生じているといえます。



保育内容に関しては、保育時間や行事の曜日設定などは今まで通り行っており、新制度だから何か変わったということはないそうです。

この清信先生のお話を受けて、坪井先生はこれから新制度へ移行する園が注意すべき点として1号・2号認定子どもの定員設定を挙げられました。

清信先生の園は幼児部の定員100人のうち1号認定の定員が76人、2号認定の定員が24人と定めていますが、「幼稚園らしさを残すために2号認定の定員をあまり増やしたくなかった」という理由で3対1の比率あたりが適切ではないかと判断されたそうです。

坪井先生はご自身の園で定員を決める際、保護者にアンケートを取り、働いているお母さんの割合からこのあたりが適当だろうという定員設定を行ったそうですが、2号認定60人の定員に対し、2号認定を希望された家庭は30人ほどだったそうです。

その理由は、坪井先生の園がある高松市では保護者負担が1号認定に比べて2号認定の方がどうしても高くなるため、働いているお母さんの多くが2号認定ではなく1号認定を希望されたからだそうです。

そのことを踏まえ、坪井先生はこれから新制度へ移行する園は自分の市では1号認定の最高負担額がいくらか、2号認定の最高負担額がいくらかを調べた上で保護者に1号認定を希望しますか、2号認定を希望しますかと具体的なアンケートを取って定員を決めた方が良いとアドバイスをされました。



休園日の設定に関しては、市としては今までの保育所行政の延長と考えられている方が多いので、清信先生のように粘り強く行政の担当者と交渉を重ねていく必要があるであろうと話されました。

また、利用者負担に関して国の制度では園の判断で上乗せ徴収・実費徴収は設定できるとハッキリ書かれているが、市によってはそういうことはできないという担当者の方もいらっしゃるの、そこは強く主張していくべきだと言われました。それでもなお、ウチの市では駄目だと言われた場合は全日私幼連にお知らせくださいともおっしゃいました。

後半はひまわり認定こども園の理事長兼園長である村田克也先生が「小規模園でも永続的運営が可能な園を目指して」と題して発表されました。

村田先生の園は平成23年4月に保育園を幼稚園の園舎内に併設し、幼保連携型認定こども園になりました。

村田先生の園は23年当初から、今で言う2号認定子どもが3歳児のクラスに混在しているという状態から始まりました。

新制度への移行についてはやはり悩まれ、当初は認定返上も考えられたそうです。

しかし、認定こども園になる際、改修工事に補助金をいただいていたので、返上した際にはこの補助金を返さなくてはいけないのか、また2号認定子どもの園児は引き続き合同保育が行えるのかという2点を問い合わせました。

現在では制度が見直され、返上しても補助金は返さなくてよくなったそうですが、返答を迫られている時点では補助金も返さなくてはならないし合同保育も行えないという回答だったため、新制度に移行せざるをえなかったそうです。

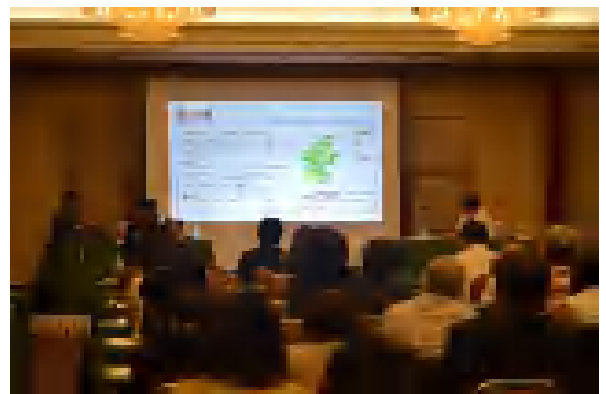
しかし、村田先生の園がある東広島市では広島市であったような休園日の設定で揉めるといようなことは無く、市の新制度に対しての理解が進んでいたためやりやすいということもあったようです。

いざ新制度に移行すると、職員数が増えたことにより一人ひとりの負担が減るなど良かった点も多くあったようですが、事務仕事が大幅に増えたり就園奨励費制度が無くなったりと、対応に追われる点も同様に多くあったそうです。

経営面で言えば、利用定員数を減らすことにより基本分単価が高くなるため、小規模の園は実態に即した定員設定をすることにより利益を上げることができるというメリットがあり、新制度の良い点だと村田先生は語ります。

それぞれ3名の先生方から新制度についてのお話を伺いましたが、実体験に基づく生々しい話もあり大変そうに感じる部分もありましたが、希望を感じる点もあり、新制度についてもっと詳しく勉強していきたいとなりました。

3名の先生方が共通して言われていたのが「人材確保の困難さ」「離職率の増加」しかし「職員人数が増えたことによる一人ひとりの負担の軽減」そして「経営的な結論は一年が終わらないと何とも言えない」ということでした。



何より重要なことは、市によって担当者の新制度に対する理解度に差があること、保護者の負担額も違うということだと思います。

一度、自分の市がどのようなになっているのかちゃんと調べておく必要があります。

報告者 (公財)広島県私立幼稚園連盟広報副委員長 久保大乘先生(至心幼稚園)